

# 認定薬局推進事業について

保健福祉部薬務課

# 特定の機能を有する薬局の認定

令和3年8月から施行されました

- 薬剤師・薬局を取り巻く状況が変化する中、患者が自身に適した薬局を選択できるよう、以下の機能を有すると認められる薬局について、都道府県の認定により名称表示を可能とする。（都道府県知事の認定、1年ごとの更新）

## 【地域連携薬局】

入退院時の医療機関等との情報連携や、在宅医療等に地域の薬局と連携しながら一元的・継続的に対応できる薬局

## ★【専門医療機関連携薬局】

がん等の専門的な薬学管理に関係機関と連携して対応できる薬局 → 現在は「がん」のみ。今後疾病の種類が増える可能性

### 地域連携薬局



#### 【主な要件】

- ・関係機関との情報共有（入院時の持参薬情報の医療機関への提供、退院時カンファレンスへの参加等）
- ・夜間・休日の対応を含めた地域の調剤応需体制の構築・参画
- ・地域包括ケアに関する研修を受けた薬剤師の配置
- ・在宅医療への対応（麻薬調剤の対応等）

等

### ★ 専門医療機関連携薬局



#### 【主な要件】

- ・関係機関との情報共有（専門医療機関との治療方針等の共有、患者が利用する地域連携薬局等との服薬情報の共有等）
- ・学会認定等の専門性が高い薬剤師の配置

等

# 認定薬局の役割

## 地域連携薬局

- 外来受診時だけでなく、在宅医療への対応や入退院時を含め、他の医療提供施設との服薬情報の一元的・継続的な情報連携に対応できる薬局
- 他の医療提供施設（医療機関、薬局等）の医療従事者との連携体制を構築した上で対応することが必要。
- 地域連携薬局としては、他の薬局に対する医薬品の提供や医薬品に係る情報発信、研修等の実施を通じて、他の薬局の業務を支えるような取組も期待。

## ★ 専門医療機関連携薬局（「がん」の場合）

- がん患者に対して、がん診療連携拠点病院等との密な連携を行いつつ、より高度な薬学管理や、高い専門性が求められる特殊な調剤に対応できる薬局
- 専門医療機関連携薬局としては、他の薬局に対する抗がん剤等の医薬品の提供、がんの薬物療法に係る専門性の高い情報発信、高度な薬学管理を行うために必要な研修等の実施を通じて、専門的な薬学管理が対応可能となるよう他の薬局の業務を支えるような取組も期待。

# 認定薬局の基準の考え方

## ● 患者が安心して相談しやすい体制

- ★ <地域> 構造設備（プライバシーへの配慮、バリアフリーへの配慮）
- ★ <専門> 構造設備（個室等のプライバシーへの配慮、バリアフリーへの配慮）

認定取得のためには、がん診療連携拠点病院等との連携が求められています

## ● 医療提供施設（医療機関、薬局等）との連携体制（顔の見える関係づくり）

- ★ <地域> 地域包括ケアシステムの構築に資する会議への継続的な参加、医療機関や薬局との情報共有の体制（外来、入院、在宅）、それを担保する実績（医療機関への情報提供の実績：月30回以上）
- ★ <専門> 医療機関（がん診療連携拠点病院等）との会議への継続的な参加、医療機関や薬局との情報共有の体制、それを担保する実績（医療機関への情報提供の実績：がん患者の半数以上）

## ● 地域でいつでも相談・調剤できる体制への参加（薬局間の連携など）

- ★ <地域> 時間外の相談対応、休日・夜間の調剤対応、薬剤の提供、地域のDI室の役割、特殊な調剤への対応（麻薬、無菌製剤処理）
- ★ <専門> 時間外の相談対応、休日・夜間の調剤対応、抗がん剤等の提供、特殊な調剤への対応（麻薬）、抗がん剤等に係る地域のDI室の役割

## ● 一定の資質を持つ薬剤師が連携体制や患者に継続して関わるための体制

- ★ <地域> 常勤薬剤師の勤務体制（半数が継続1年以上勤務）、研修修了薬剤師（常勤薬剤師の半数修了）、計画的な研修受講、医療安全対策
- ★ <専門> 常勤薬剤師の勤務体制（半数が継続1年以上勤務）、がんの専門性を有する薬剤師、計画的ながんの専門性に係る研修受講、医療安全対策

## ● 在宅医療に対応する体制

- <地域> 在宅訪問の実績（月2回以上）、医療機器・衛生材料の提供

# 認定薬局の調査審議に係る連携体制

## 地域連携薬局

### 栃木県在宅医療推進協議会

- 県内における在宅医療提供体制の充実について協議
- 関係団体、学識経験者、市町等の代表により組織



## ★ 専門医療機関連携薬局(がん)

### 栃木県がん対策推進協議会

- 県内におけるがん対策全般の推進について協議
- 拠点病院、関係団体、関係機関等の代表により組織

③情報提供

③情報提供

## 薬務課

①報告

④施策の検討

②⑤意見

現在の認定状況、県の取組等について、情報提供させていただきます。

## 栃木県地方薬事審議会

- 薬事に関する都道府県の事務及び認定薬局に係る事務に関する重要事項を調査審議する
- 学識経験者、薬事関係事業者、関係行政機関、消費者代表から構成される(現在14名委嘱)

# 認定薬局数(令和4年10月12日現在)

保健医療圏	県北	県西	宇都宮	県東	県南	両毛	合計
地域連携薬局	5	5	9	5	20	5	49
★ 専門医療機関連携薬局 (がん)	0	0	0	0	2*	0	2

## ※専門医療機関連携薬局(がん)

さくら薬局 自治医大前店(下野市医大前3-12-1) クラフト株式会社  
 ピノキオ薬局南河内店(下野市薬師寺3171-31) 株式会社ピノキオ薬局  
 いずれも、自治医科大学附属病院と連携しています。

◆最新の認定薬局の一覧を栃木県ホームページに掲載しています。

[http://www.pref.tochigi.lg.jp/e08/welfare/kusuri/kusuri/ninteyakkyoku\\_kenminmuke.html](http://www.pref.tochigi.lg.jp/e08/welfare/kusuri/kusuri/ninteyakkyoku_kenminmuke.html)

◆とちぎ医療情報ネットから検索することもできます。

<http://www.qq.pref.tochigi.lg.jp/>

認定薬局の一覧



とちぎ医療情報ネット



# 認定薬局推進事業（令和3年度から3カ年計画）

県民及び医療機関に認定薬局制度を周知すると共に、薬局が認定を受けるために必要な医療機関等との連携体制の構築等を図るため、県では令和3年度から3カ年計画で認定薬局推進事業を実施しています。

初年度である令和3年度は、薬局に対し意向調査を実施し、認定基準のうち行政に支援して欲しい事項等について調査しました。

令和4年度からはそれらの事項を中心に、薬局機能の強化及び多職種との連携体制の構築を支援するための以下の事業を実施しています。

## 事業内容

I 啓発事業

II 地域における無菌調剤処理体制の構築

III 患者症例検討事業

IV 研修会開催事業



認定薬局の推進

かかりつけ薬局の更なる推進